

南区社保協 ニュース

No.40

2020年4月21日
南区社会保障推進協議会
TEL 092-541-1076
FAX 092-541-1098

コロナウィルス感染症緊急事態宣言下の福岡市へ 「国民健康保険制度の緊急要請」



「市社保協木村事務局長が保険年金課中川原課長へ手渡し」

4月21日、市社保協・南区社保協連名で要請書を提出しました。

市社保協木村事務局長・綿貫市議会議員・福建労福岡東支部山中書記長・南区社保協皆川で国保課を訪問し、要請書を提出しました。その際、保険年金課の課長・係長と手短に懇談しました。4月の初旬に南区の国保課（徴収担当）に滞納処分について尋ねたときは、

「いま滞納している世帯は、コロナが原因ではないので、特別な対応はしない」という回答でしたが、今回の懇談で、中川原課長は「このような状況下では、緊急やむを得ない場合（例えば資産が沢山あるのに納付しないなど）以外は差押を猶予し、個々の生活の状況をよく聞き取りをするようにと指示している」と回答。しかしながら、その他の項目に対して明確な回答は得られなかったため、私たちがコロナの影響による相談を受けた市民の現状を訴え、市民と窓口担当者の感染を防ぐためにも、接触を減らした業務の簡素化を求めました。また、市民の命を守るために、資格証世帯への短期証発行と子どもたちへの通常証の発行と、国保料の減免（77条）・窓口一部負担金の免除（44条）を効果的に利用し、受診の機会から漏れないような手続きを改めて求めました。



【国保制度緊急要請7つの項目】

1. 資格証世帯への短期証の発行
2. 短期証の子どもたちへの1年証の発行
3. 経済活動がままならない状況下での差押を止めること
4. 窓口一部負担金の免除（国保44条）の積極的活用
5. 保険料減免（国保77条）の積極的活用と保険料徴収猶予の周知徹底
6. 傷病手当金制度の参入・実施
7. 傷病手当金制度を実施する場合、被用者以外も対象とすること

- 3月18日「南区国保料滞納者への差押資料公文書非開示の不服審査」口頭意見陳述を行いました。皆川と補佐人3名（高向・平島・山中）が参加。結果が来たらまた報告します。
- 4月の幹事会は中止です。5月以降の行事も再検討いたします。